

益田市と島根労働局との雇用対策協定

益田市と厚生労働省島根労働局（以下「島根労働局」）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年7月21日法律第132号）に基づき、地域の将来を担う「ひとづくり」を推進し、豊かで活力のある持続可能なまちづくりを目指す益田市と島根県内において雇用や労働に関する施策を総合的に推進する島根労働局が、益田鹿足雇用推進協議会の活動をはじめ、市民の雇用安定や雇用環境改善に係る支援、高校生や学生など若年者の市内就職促進、女性や高齢者など様々な立場の方々の就職支援等の施策をそれぞれの強みを活かして密に連携し、施策及び事業を推進することにより、まちの将来像である「ひとが育ち 輝くまち 益田」の実現に向けた一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現並びに諸課題への対応を目的として締結する。

（連携内容）

第2条 益田市と島根労働局は、次に掲げる取組の具体的な内容及び実施方法を定め、一体的かつ総合的に推進する。

- ① ライフキャリア教育の推進と若者への就職支援の推進に関する連携
- ② 移住・定住施策に対する連携
- ③ 女性活躍の推進など新たな働き方に対する連携
- ④ 障がい者雇用施策の連携
- ⑤ 生活困窮者等の社会的自立に係る対策の連携
- ⑥ その他、益田市と島根労働局が必要と認める取組

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、益田市と島根労働局が共同で設置する。

2 運営協議会は、必要に応じて開催することとし、前条の一体的かつ総合的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、施策の取組結果について評価を行なうものとする。

（要請等）

第4条 益田市と島根労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請等を相互に行なうことができるものとする。

2 益田市と島根労働局は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、益田市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、益田市と島根労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を2通を作成し、益田市長、島根労働局長が署名の上、各自その一通を保存するものとする。

令和4年2月18日

益田市長

山本浩章

厚生労働省島根労働局長

倉持清子